（総合通信調整官）

第三百一条の二　沖縄総合通信事務所に、総合通信調整官二人を置く。

2　総合通信調整官は、命を受けて、沖縄総合通信事務所の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（沖縄総合通信事務所に置く課）

第三百二条　沖縄総合通信事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課
情報通信課
無線通信課
監視調査課

（総務課の所掌事務）

第三百三条　総務課は、沖縄総合通信事務所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　略］

十七　信書便事業の監督に関すること。

十八　［略］

第三百七条　削除

附　則

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三条　第二十六条の二第一項の企画官は、令和七年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例）

第十三条の二　当分の間、第三十三条の規定の適用については、「特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税、地方法人特別税、地方法人特別譲与税」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（沖縄総合通信事務所に置く課等）

第三百二条　沖縄総合通信事務所に、次に掲げる課及び信書便監理官一人を置く。

総務課
情報通信課
無線通信課
監視調査課

（総務課の所掌事務）

第三百三条　［同上］

［一～十六　同上］

［新設］

十七　［同上］

（信書便監理官の職務）

第三百七条　信書便監理官は、命を受けて、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

附　則

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三条　第二十六条の二第一項の企画官は、令和五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例）

第十三条の二　当分の間、第三十三条の規定の適用については、「特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税、地方法人特別税、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三十三条第二項第一号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第五十三条の規定の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防火管理に係る消防計画）	（防火管理に係る消防計画）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］
8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第六項において「推進地域」という。）に所在	8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第六項において「推進地域」という。）に所在